

新型コロナウイルスに対する本学の対応方針について（お知らせ）

令和4年6月6日改訂

静岡理工科大学

新型コロナウイルスへの新規感染者数は、5月の大型連休後に増加した後、全国的な傾向として穏やかな減少が続いており、静岡県内においても徐々に減少しつつありますが、依然として感染者数が多い状況は継続しています。

このため、現在においても市中における感染はどこでもあり得る状況であり、基本的な感染防止対策（不織布マスクの着用、密の回避やこまめな換気の徹底など）の継続が必要とされる状況が続いています。

一方で、外国人の観光目的での入国制限が一部緩和されるなど、政府における感染防止対策の下での制限の緩和が徐々に進んでいることを踏まえて、今後の対応方針について、以下のとおりといたします。

なお、今後の状況や国並びに自治体の対応の変化に応じて、この対応方針を変更することがあります。

1. 対応方針

「教育研究活動の維持及び学生の就学機会の確保と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立を図る」

2. 授業運営の方針

原則、対面授業により授業を実施いたします。なお、感染防止の観点から、教室の使用人数を定員の5割程度に制限しているため、一部科目においては、遠隔授業の実施を継続します。

本学の授業運営の基本的方針は次のとおりです。

想定事態	対応方針
本学に対して国、県や市から自宅待機の要請があった場合	原則として遠隔授業に切り替える
静岡県下において緊急事態宣言が発令された場合	原則として対面授業を実施する ただし、本学周辺地域において感染者が急増している場合は、遠隔授業の対象科目の拡大など対応を検討する
袋井市を含む地域がまん延防止等重点措置の対象地域になった場合	対面授業を実施する
学内でクラスターが発生した場合	保健所等の指示を踏まえ、必要に応じてキャンパスの一部または全部を閉鎖する

3. 対面授業実施にあたっての対応

(1) 3つの「密」(密閉、密集、密接)を回避に取り組んでいます。

集団感染を防止するため、常時マスク着用を推奨するとともに、3つの「密」(換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面)の回避を心掛け、以下のとおり3つの「密」の環境を作らない対応を図っています。

- ①対面授業の履修者数は、原則として各教室の収容人数の約5割以下としています。
- ②学生食堂については、通常、収容者数は591人ですが、各テーブルに間仕切りを設置した上で1台につきイス2脚とし、収容定員を300人として、食事中においても安全な距離の確保に努めています。
- ③実験、実習時の感染防止措置として、授業時における教員のフェイスシールドの全面着用の実施、並びに、必要に応じて学生においてもフェイスシールドを着用する対応を実施しています。
- ④スクールバスについては、換気を徹底するため終日窓を開けて運行しています。また、キャンパス内のバス停では、乗車待ちの行列において間隔を空けて並ぶよう対応しています。
- ⑤校舎の入り口に消毒液を常備するとともに、キャンパス内でのマスク着用を徹底しています。
- ⑥各教室等においては、使用中は可能な限り窓開け換気を行うことを原則としています。また、天候や気温等の状況により常時開放ができない場合も30分に1回、3分程度を目安に換気を実施しています。
- ⑦学内各施設の清掃作業の定期的な実施と、手摺やドアノブ等の定期的な消毒作業を実施しています。
- ⑧管理棟受付、キャリア支援課カウンター、図書館カウンター、情報教育研究センター受付にアクリル板、ビニール等により間仕切りを設置しています。

(2) 体調不良者がキャンパス内に立ち入らないよう取り組みを実施しています。

- ①キャンパス内に体調不良者を入れない取り組みとしては、教職員における体調チェック(自己管理)を継続して実施しています。
- ②学生については、登校前の体調確認を行うよう周知しています。また、発熱などの感染が疑われる際は、「欠席届」を事後提出することにより、欠席扱いとせず、レポート課題、遠隔授業の受講等により、可能な限り他の学生との不公平が生じないよう対応しています。
- ③体温確認が可能なサーモグラフィーを管理棟、学生ホール及び建築学科棟の入り口に計3台を設置し、入館時の体温確認を各自で確認できるよう対応しています。なお、体温に異常がある場合は、本人から事務局に申し出ることにより、状況を確認した上で適切に対応いたします。

(3) 情報公開を徹底しています。

万が一、学内で新型コロナウイルスへの感染者が確認された場合、速やかに公表しています。

4. 本学主催イベント等の実施方針

多くの方が集まるイベントや行事等については、規模や開催の必要性を勘案し実施の可否を検討しています。その上で開催する場合は、「静岡理科大学 イベント開催におけるチェックリスト」に基づいて感染防止措置を実施したうえで開催することとしています。ただし、緊急事態宣言対象地域並びにまん延防止等重点措置体調地域からの来訪される方に関しては、イベントや行事への参加をご遠慮いただいております。

[「静岡理科大学 イベント開催におけるチェックリスト」](#)参照

5. 学生に対する要請事項

(1) 体調管理について

- ①新型コロナウイルスの感染を予防するため、免疫力を維持するため、規則正しい生活を送るように心掛けるとともに、睡眠時間の確保や栄養をしっかりと摂ることを意識し、免疫力アップに心がけてください。
- ②万が一感染や感染が疑われる状況となることに備えるため、日頃から行動履歴を記録しておくなどの対応をしてください。
- ③毎朝、検温を行うとともに、発熱等の風邪の症状がみられる場合には、外出を控えて自宅で休養し、「8. 体調が悪くなった場合について」に基づき対応してください。

(2) 感染予防の徹底について

- ①石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを実践してください。特に公共施設や公共交通機関など不特定多数の方が使用する施設では、不必要に手摺やドアノブに触れないよう注意してください。また、触れた場合には、手洗いやアルコール消毒をするまで、触れた手で顔（特に目、鼻、口）を触らないでください。
- ②できる限り混雑した場所を避けてください。特に屋内でお互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすときは注意して下さい。
- ③「咳エチケット」（感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえること）を実践してください。
- ④外出時には、マスクを着用してください。なお、着用するマスクは不織布マスクを強く推奨します。

(3) イベント等に参加する場合の注意事項について

多くの方が集まるイベントや行事等に参加する場合は、咳エチケットや頻繁な手洗い、マスクの着用などの感染防止措置を徹底してください。また、飲食を伴う懇親会・食事会・交流会等の行事への参加は可能な限り自粛するとともに、やむを得ず参加する場合は、会話時のマスク着用を徹底してください。

(4) 海外渡航について

プライベートで海外渡航の予定がある学生は、行き先や日程等について、事前に学務課(0538-45-0114)まで連絡をお願いします。

また、同居家族が海外渡航して帰国する場合も、事前に学務課(0538-45-0114)まで連絡をお願いします。

(5) 研究活動について

各自の指導教員の指示に従って、感染防止対策を徹底した上で実施してください。

(6) 就職活動について

- ①キャリア支援課職員による個別面談(履歴書、ESの添削、面接指導)は、従来通り実施しています。
- ②キャリアカウンセラー及びハローワーク相談員による個別面談(履歴書、ESの添削、面接指導)は、従来通り実施しています。
- ③電話、メール等による相談にも適宜対応します。
- ④学生への企業求人情報については、求人naviを活用してください。
- ⑤大学指定の履歴書等の販売(ブックセンター)は、不定期で開店します。ブックセンター閉店時は、キャリア支援課で一時貸し出ししますので、希望者はキャリア支援課へ問い合わせてください。
- ⑥WEB面接の場所(部屋)を提供しています。パソコン等機器については、必要に応じて貸出します。希望者はキャリア支援課へ問い合わせてください。
- ⑦企業に提出する推薦書等の発行は、キャリア支援課へ問い合わせてください。
- ⑧必要に応じて学生全体または個別にメールでの連絡を行います(学生用のメールアドレス)。
- ⑨その他、就活に関する質問・相談はキャリア支援課へ連絡してください。

【キャリア支援課】

電話：0538-45-0115 mail：career@sist.ac.jp

(7) クラブ活動、課外活動について

事前の申請により、許可を得た団体のみ活動を許可しています。ただし、宿泊を伴う学外施設の利用、対外試合並びに対外交流に関しては、原則自粛としますが、特別な事情が確認できる場合、申請に基づいて、感染防止措置の徹底を条件に実施を許可することがあります。

6. 教職員の勤務体制について

学内におけるクラスター発生を予防するため、必要に応じて一部の教職員において、在宅勤務（テレワーク）を実施することがあります。

7. 教職員の国内出張等の移動について【改訂】

感染リスクを低減するため、国内出張等に関しては、以下のとおり対応しています。

- ①飲食を伴う打合せ・懇親会・食事会・交流会等の実施・参加は禁止とする。
- ②緊急事態宣言が発令されている地域等、感染がまん延している地域への出張は、禁止する。
- ③上記②の地域以外への不要不急の出張についても、原則自粛する。ただし、やむを得ない理由により出張を要する場合は、市中に感染者がいる状況を想定し、感染防止措置を厳重に行う。また、クラスター発生場所等への訪問は行わない、「三密」は避けるなど、自衛措置を徹底する。

8. 教職員における海外渡航について

(1) 感染症危険情報が発出されている国への渡航禁止について

外務省から感染症危険情報が発出されている国・地域への渡航は、原則として禁止していますが、やむを得ない理由により、教職員から海外渡航実施の申請があった場合は、海外渡航の実施を認めることがあります。

(2) プライベートによる海外渡航について

教職員においては、プライベートでの海外渡航においても、海外渡航は中止を要請しています。また、やむを得ず、海外へ渡航する場合は、行き先等については、総務課（0538-45-0111）まで連絡を義務付けています。

9. 体調が悪くなった場合について【改訂】

原則、自宅待機となります。学生の皆さんには、以下のマニュアルに基づいて、大学に報告するなどの対応をお願いします。

[「新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応マニュアル【学生用】」](#)参照

10. 本学に来学される皆様への対応について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、誠に勝手ながら本学では以下の対応を行っております。ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

①附属図書館

本学の学生並びに教職員のみを対象として開館しております。よって、学外の方は、ご利用いただけません。

②学生食堂

本学の学生及び教職員を対象として、営業しております。よって、学外の方はご利用いただけません。

③打ち合わせ等による来学

本学への来学については、緊急事態宣言が発令されている地域、または、まん延防止等重点措置の対象地域の事業者等の本学キャンパス内への立ち入り、並びに、対面での対応を原則としてご遠慮いただいております。Web を用いた打ち合わせに変更していただくなど、ご協力をお願いいたします。

④学外の方々への本学設備の利用

先端機器分析センター並びに工作センターの設備については、緊急事態宣言が発令されている地域、または、まん延防止等重点措置の対象地域の事業者等のご利用をご遠慮いただいております。ご協力をお願いいたします。

⑤学外の方々への本学施設の利用

学外の方に対する教室などの本学の施設のご利用やお貸出しに関しては、当面の間、ご遠慮いただいております。

なお、本学に来学される場合は、事前の入館のご予約をお願いしております。詳しくは、本学 HP 記載の[「本学に来学される皆様への新型コロナウイルス対策に関するお願いについて」](#)をご参照ください。また、体調不良時には来学を中止していただき、来学時においては、常時マスク着用の徹底をお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、ご不便をおかけすることもあるかと思っておりますが、ご協力をお願いいたします。

以 上